

(指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第二十二條 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚

生労働省告示第百二十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 介護予防認知症対応型通所介護費</p> <p>イ 介護予防認知症対応型通所介護費(i)</p> <p>(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i)</p> <p>(一) 所要時間3時間以上<u>4時間未満</u>の場合</p> <p>a 要支援1 <u>471単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>521単位</u></p> <p>(二) <u>所要時間4時間以上5時間未満</u>の場合</p> <p>a 要支援1 <u>493単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>546単位</u></p> <p>(三) 所要時間5時間以上<u>6時間未満</u>の場合</p> <p>a 要支援1 <u>735単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>821単位</u></p> <p>(四) <u>所要時間6時間以上7時間未満</u>の場合</p> <p>a 要支援1 <u>754単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>842単位</u></p> <p>(五) 所要時間7時間以上<u>8時間未満</u>の場合</p> <p>a 要支援1 852単位</p> <p>b 要支援2 952単位</p> <p>(六) <u>所要時間8時間以上9時間未満</u>の場合</p> <p>a 要支援1 <u>879単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>982単位</u></p> <p>(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii)</p> <p>(一) 所要時間3時間以上<u>4時間未満</u>の場合</p> <p>a 要支援1 <u>425単位</u></p>	<p>別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 介護予防認知症対応型通所介護費</p> <p>イ 介護予防認知症対応型通所介護費(i)</p> <p>(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i)</p> <p>(一) 所要時間3時間以上<u>5時間未満</u>の場合</p> <p>a 要支援1 <u>493単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>546単位</u></p> <p>(新設)</p> <p>(二) 所要時間5時間以上<u>7時間未満</u>の場合</p> <p>a 要支援1 <u>749単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>836単位</u></p> <p>(新設)</p> <p>(三) 所要時間7時間以上<u>9時間未満</u>の場合</p> <p>a 要支援1 852単位</p> <p>b 要支援2 952単位</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii)</p> <p>(一) 所要時間3時間以上<u>5時間未満</u>の場合</p> <p>a 要支援1 <u>445単位</u></p>

b 要支援 2	472単位
(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
a 要支援 1	445単位
b 要支援 2	494単位
(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
a 要支援 1	661単位
b 要支援 2	737単位
(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
a 要支援 1	678単位
b 要支援 2	756単位
(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
a 要支援 1	766単位
b 要支援 2	855単位
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要支援 1	791単位
b 要支援 2	882単位
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	245単位
(二) 要支援 2	259単位
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	257単位
(二) 要支援 2	271単位
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	409単位
(二) 要支援 2	432単位
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	420単位
(二) 要支援 2	443単位
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	

b 要支援 2	494単位
(新設)	
(二) 所要時間 5 時間以上 7 時間未満の場合	
a 要支援 1	673単位
b 要支援 2	751単位
(新設)	
(三) 所要時間 7 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要支援 1	766単位
b 要支援 2	855単位
(新設)	
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	251単位
(二) 要支援 2	265単位
(新設)	
(2) 所要時間 5 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	407単位
(二) 要支援 2	430単位
(新設)	
(3) 所要時間 7 時間以上 9 時間未満の場合	

- (一) 要支援 1 480単位
- (二) 要支援 2 508単位

(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合

- (一) 要支援 1 496単位
- (二) 要支援 2 524単位

注 1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行う場合は、注 1 の施設基準に掲げる区分に従い、イ(1)(二)若しくは(2)(二)又はロ(2)の所定単位数の100分の63に相当する単位数を算定する。

3 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合 又は所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合 であって、当該指定介護予防認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定介護予防認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（以下この注において「算定対象時間」という。）が 9 時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ホ (略)

4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1 月につき 200 単位を所定単位数に加算する。ただし、注 6 を算定している場合は、1 月につき 100 単位を所定単位数に加算する。

- (一) 要支援 1 469単位
- (二) 要支援 2 496単位

(新設)

注 1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行う場合は、注 1 の施設基準に掲げる区分に従い、イ(1)(一)若しくは(2)(一)又はロ(1)の所定単位数の100分の63に相当する単位数を算定する。

3 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 7 時間以上 9 時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合 又は所要時間 7 時間以上 9 時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合 であって、当該指定介護予防認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定介護予防認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（以下この注において「算定対象時間」という。）が 9 時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ホ (略)

4 (略)

(新設)

6 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

7 (略)

8 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、1月につき150単位を所定単位数に加算する。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ～ホ (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつ

5 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

6 (略)

7 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、1月につき150単位を所定単位数に加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ～ホ (略)

(新設)

ては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する担当職員(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第2条に規定する担当職員をいう。)に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

10～13 (略)

ハ (略)

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(4及び5については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5) (略)

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要支援1 3,403単位
(二) 要支援2 6,877単位

8～11 (略)

ハ (略)

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5) (略)

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要支援1 3,403単位
(二) 要支援2 6,877単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	
(一) 要支援1	3,066単位
(二) 要支援2	6,196単位
ロ 短期利用介護予防居宅介護費（1日につき）	
(1) 要支援1	419単位
(2) 要支援2	524単位
注（略）	
ハ（略）	
ニ 若年性認知症利用者受入加算	450単位
<u>イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき所定単位数を加算する。</u>	
ホ（略）	
ヘ 生活機能向上連携加算	
(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位
(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位
注1	<u>(1)について、介護支援専門員が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のも</u>

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	
(一) 要支援1	3,066単位
(二) 要支援2	6,196単位
ロ 短期利用介護予防居宅介護費（1日につき）	
(1) 要支援1	419単位
(2) 要支援2	524単位
注（略）	
ハ（略）	
(新設)	
ニ（略）	
(新設)	

の又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防小規模多機能型居宅介護計画（指定地域密着型介護予防サービス基準第66条第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画をいう。以下この注及び注2において同じ。）を作成し、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であつて、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

ト 栄養スクリーニング加算

(新設)

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

チ (略)

リ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(II) イからチまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(III) イからチまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

(4)・(5) (略)

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 755単位

ホ (略)

ヘ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(III) イからホまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

(4)・(5) (略)

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 755単位

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費Ⅱ	743単位
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）	
(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費Ⅰ	783単位
(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費Ⅱ	771単位
注1 （略）	
<u>2 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u>	
<u>3・4</u> （略）	
<u>5</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、 <u>注4</u> を算定している場合は算定しない。	
<u>6</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合は、 <u>1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定する。ただし、入院の初日及び最終日は、算定できない。</u>	
ハ 初期加算	30単位
注 イについて、入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。 <u>30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に再び入居した場合も、同様とする。</u>	
ニ・ホ （略）	
ヘ <u>生活機能向上連携加算</u>	<u>200単位</u>
注 <u>利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテー</u>	

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費Ⅱ	743単位
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）	
(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費Ⅰ	783単位
(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費Ⅱ	771単位
注1 （略）	
（新設）	
<u>2・3</u> （略）	
<u>4</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、 <u>注3</u> を算定している場合は算定しない。	
（新設）	
ハ 初期加算	30単位
注 イについて、入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。	
ニ・ホ （略）	
（新設）	

ションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、計画作成担当者（指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第5項に規定する計画作成担当者をいう。チにおいて同じ。）が当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防認知症対応型共同生活介護計画（指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第5項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画をいう。以下この注において同じ。）を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。

ト 口腔衛生管理体制加算 30単位

(新設)

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

チ 栄養スクリーニング加算 5単位

(新設)

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する計画作成担当者に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング

加算を算定している場合は算定しない。

リ (略)

又 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間 ((4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからリまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからリまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからリまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- (4)・(5) (略)

△ (略)

ト 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イから△までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イから△までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イから△までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- (4)・(5) (略)